

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 内容

(1) 内容

- ①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備
- ②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等（令和元年度及び令和2年度に実施する分に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応（令和2年度に実施する分に限る）

(2) 実施主体

都道府県

(3) 事業者

- ①学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）
- ②都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園（幼稚園型認定こども園も含む）の設置者
- ③上記②と同様

3 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

- ①遊具等環境整備 1施設当たり 2,000千円
- ②保健衛生用品の購入等 1施設当たり 500千円
(令和元年度交付額と令和2年度交付額の計)
- ③保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費
ア 令和2年度補正予算（第1号・第2号）
1施設当たり 500千円
イ 令和2年度補正予算（第3号）
(認可定員19人以下の施設) 1施設当たり 300千円
(認可定員20人以上59人以下の施設) 1施設当たり 400千円
(認可定員60人以上の施設) 1施設当たり 500千円
(令和2年度交付額の計)

(2) 負担割合

①遊具等環境整備

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園

国 1 / 2、事業者 1 / 2

イ 幼稚園

国 1 / 3、事業者 2 / 3

②保健衛生用品等の購入等

国 10 / 10

③保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費

ア 令和2年度補正予算（第1号・第2号）

国 10 / 10

イ 令和2年度補正予算（第3号）

（公立幼稚園）設置者の事業費（交付対象経費）のうち、1 / 2 以内を国が負担

（私立幼稚園）都道府県の事業費（交付対象経費）のうち、1 / 2 以内を国が負担

4 対象経費

①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）

②新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要となる経費。

③上記②に加えて、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）

5 留意事項

- ・対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。
- ・「①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備」については、交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、国の負担割合を1 / 2 以内として国庫補助の対象とすることができる。ただし、実施主体において、認定こども園への移行の確認等を適切に行うこと。

教育支援体制整備交付金 QandA【幼児教育の質の向上のための緊急環境整備】

②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品等の購入等

No	事業名	質問	回答
1	対象範囲	対象となる幼稚園は。	域内の私立幼稚園(新制度移行・未移行問わない、幼稚園型認定こども園を含む)、公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、国立大学附属幼稚園(国立は令和2年度1号補正・2号補正)。
2	対象範囲	学校法人立及び社会福祉法人立以外の幼稚園(個人立幼稚園等)も対象となるのか。	対象となります。
3	対象経費	幼稚園設置者の購入のみならず都道府県又は市区町村からも補助を受けた場合はどうなるのか。 (例:都道府県がマスクの購入、幼稚園が空気清浄機を購入した場合等)	1施設あたりの合計が500千円以内(限度額以内)となるように調整をお願いします。(都道府県又は市町村が一括購入しA園に配布した分の金額とA園が購入した金額との合計が500千円以内(限度額以内)となる必要があります。)
4	対象経費	備品等の購入の範囲はどこまで認められるのか。 (「〇〇は購入は可能か。」といった対象となる物品に関する質問)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から真に必要なでかつ、対策に資する物品類であるかについて各都道府県等において御判断いただきますようお願いいたします。 (本来の用途とは異なる目的で使用、主たる機能の付随機能を使用する等、新型コロナウイルス感染症対策として説明が難しい、適切とはいえない物品類は対象外です。また、施設整備を伴うものについても対象外です。) (令和3年1月22日追記)令和2年度3次補正では、空気清浄機や体温計など、一度購入すれば一定期間使用可能な物品(備品に類するもの)は、備品等の購入においては対象外です。消毒液、マスク、ペーパータオル、ビニール手袋等、感染症対策のために日常的に必要な物品が対象です。
5	対象経費	「かかり増し経費」とは何か。	「かかり増し経費」とは、幼稚園が感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量等の増にかかる経費です。 例えば、 ・家庭訪問等実施のための交通費 ・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費 ・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費 ・感染症対策の研修受講等に係る経費 ・子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等(通常想定していない感染症対策の業務への手当も含む) ・感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費等です。
6	対象経費	厚労省のエタノール優先供給で購入したエタノールに係る購入費も今回の補助対象としてよいのか。	対象となります。
7	対象経費	保健衛生用品に関して子ども用マスクとあるが、大人用マスクを購入してもよいのか。	職員用(大人用)マスクは、再利用可能な布製マスクを園が一括して購入し、希望する幼稚園に配布することとしているため、これを御活用いただくことを想定していますが、不足等が見込まれる場合には、本事業の対象としていただいて差し支えないです。
8	対象経費	空気清浄機は対象となるか。	(令和2年度1号・2号補正) 必要以上の機能を有せず、取り付け・取り外しが安易なものであれば保健衛生用品として対象となります。(空気清浄機能付きの掃除機など、一義的に新型コロナウイルス感染症対策に資する物品とは言い難い品目については対象外)
9	対象経費	今回の購入費に関して園に対しての送料を含んでよいのか。	物品調達と一体的な契約となっている場合のみ対象となります。別契約であれば配送料は対象外。(ICT化支援と同じ取り扱い)
10	対象経費	施設の消毒に係る経費は対象となるか。	対象となります。
11	対象経費	施設の消毒はどの程度を想定しているのか。	施設の職員が予防のために行う消毒や、自主的に業者に委託して実施する消毒に係る費用などに活用することが想定しています。 (幼稚園の職員や子どもが、新型コロナウイルス感染症に疾患した際に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条第2項の規定により、市町村等が施設の消毒を行い、当該消毒費用の2分の1を園が負担する場合には、本事業の対象となりません。)
12	申請・清算手続等	国立大学の附属幼稚園についても、県が事業対象とする場合、県から国立大学法人(附属幼稚園)に照会をかけたりとまとめて、県と国立大学法人(附属幼稚園)とが直接交付事務のやり取りをすることになると認識でよいのか。	(令和2年度第1号・第2号補正) ご認識のとおりです。 (令和2年度第3号補正) 文部科学省より直接交付を行いますので、都道府県でとりまとめて交付を行っていただく必要はありません。
13	申請・清算手続等	三社の見積もりは必要か。	2社以上の見積もりをとることが望ましいですが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断して下さい。
14	申請・清算手続等	事業完了はいつまでか。	納品及び支払いまで原則年度内に完了していただく必要があります。そのため、年度内に納品等終えていただく必要があります。